

＝新型コロナウイルス感染症に関する情報について＝

栗島浦村からのお願い

村民の皆さま

来島される皆さま

日頃より、本村における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

4都県を対象に発令されていた緊急事態宣言は、3月21日をもって解除されますが、政府は再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組みを進めていきます。

新潟県では独自の「警報」を引き続き発令し、注意を呼び掛けています。

本村でも県の方針に従い、下記の3点につきまして、特に注意して行動していただきますよう、お願いいたします。

警報継続に伴うお願い

警報期間が長期間に及ぶ中、県民の皆様、事業者の皆様の感染拡大防止へのご協力に感謝いたします。
首都圏における緊急事態宣言の解除、本県の感染状況を踏まえ、年度替わりの時期に向けてこれまでの呼びかけ内容を次のとおり整理しました。

【年度替わりの時期に守っていただきたいこと】

～マスク、手指の消毒等の感染拡大防止対策を引き続き徹底～

[1] 緊急事態宣言が発令されていた都道府県との往来は以下に注意

- ・ **県外での飲み会・接待を伴う飲食は慎重に**
- ・ 往来後に**体調が悪い**と感じたら、**受診・検査を徹底**

⇒ 他県から本県にお越しの方は、「この春、新潟県にお越しの方へのお願い」をご覧ください

[2] **歓送迎会**等の飲食を伴う会合を実施する際は、**感染防止対策を徹底**

- ・ 体調が悪い場合は参加しない(症状消失後も2日は×)
- ・ 人数を抑える
- ・ 形式を工夫(着座、定員50%以下、短時間、お酌NG等)
- ・ 事業者は店舗に県の「新型コロナお知らせシステム」導入を
- ・ 会合後に**体調が悪い**と感じたら、**受診・検査を徹底**

⇒ 詳細は「歓送迎会に関するお願い」をご覧ください

村独自の対策としましては、下記の3点につきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

観光を目的とする来島について

新潟県で「警報」が発令されていることを鑑みて、感染対策を徹底しつつ、観光を目的とする来島自粛を解除します。長らく、自粛要請にご協力をいただきありがとうございました。

対策として、感染拡大が見られる他都道府県から観光を目的として来島される場合は、来島前のPCR検査を要請します。また、必ず宿・乗船の予約をしていただき、身体に不調を感じる場合は来島の延期をお願いします。

なお、仕事で来島される場合は島内の仕事発注者から、帰省の場合は本人または島内の家族から、必ず宿・乗船の予約をしていただくよう、ご協力をお願いします。

健康記録票での体調管理の徹底

村民の皆さまは毎日、観光や仕事、帰省で来島される皆さまは2週間前からの健康記録を徹底していただき、水際対策として、定期船に乗船される際は、待合室にいる検温係へ健康記録票を提出してください。

体温が37.5度を超える方、息苦しさやだるさのある方、味がしない・匂いがしない等、身体に不調を感じる場合は、出勤・登校・登園等を控え、人と会う前に、すぐに診療所まで電話でご相談ください。

新しく村民になる方への周知

3月、4月は、島内への人の出入りが多い季節となります。

新しく村民になる方への対策として、来島2週間前からの健康記録の徹底、身体に不調を感じる場合は来島の延期、来島前のPCR検査の要請等、お互いに安心して生活ができるよう、各職場・各ご家庭において周知していただきますよう、ご協力をお願いします。

対策内容について、判断に困る場合は、役場までご相談ください。

診療所では、万が一、島内で感染症が発生した場合に備えて出来る限りの対応を準備しています。感染症を持ち込まない、持ち込まれたとしても感染を広げない、感染症での死者を出さない為に、引き続き、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

令和3年3月22日

栗島浦村長 本 保 建 男

栗島浦村新型コロナウイルス感染症対策本部
事務局（栗島浦村保健福祉課） TEL0254-55-2111